

[8 各問「その他」回答について]

(1) 回答の具体的内容

■3-(8) 問11 休暇制度の種類

- ・お盆休暇
- ・看護休暇
- ・記念日休暇
- ・罹災休暇
- ・年末年始休暇
- ・介護休暇
- ・褒章休暇
- ・連続休暇
- ・夏季休暇
- ・産前産後休暇
- ・資格受験休暇
- ・求職活動休暇
- ・冬季休暇
- ・健康維持休暇
- ・裁判員休暇
- ・保存有給休暇
- ・慶事休暇
- ・生理休暇
- ・永年勤続休暇
- ・弔事休暇
- ・病気休暇
- ・赴任休暇
- ・育児休暇
- ・誕生日休暇
- ・時間休暇

■3-(9) 問12 週休制度

- ・4週休6日制
- ・週休1.5日制
- ・変形労働時間勤制
- ・カレンダー制
- ・繁忙期以外週休2日制
- ・シフト制
- ・年6回土曜日半日出勤

■3-(16) 問14 ワーク・ライフ・バランスへの取組

- ・年次有給休暇、年10日取得推進。
- ・早帰りデーは17:30までの所17:00退社する。
- ・短時間勤務検討中。
- ・ノー残業デー(毎週水曜日)。
- ・専門家の先生に当社に合った働き方改革をご指導頂いています。
- ・半日有休。
- ・パソコンの自動シャットダウン、プラスワン休暇、早帰りデー。

■5-(2) 問18 パートタイマー・臨時の諸制度

- ・賞与。
- ・ほぼ正社員と同じ待遇。
- ・規定はあるが具体的に実施する機会はまだない。

■6-(4) 問20 女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこと

- ・ベビーシッターや保育園、訪問介護等、時間的に融通のきく社会保障の充実が必要と思います。
- ・社員の方の協力・理解、社員間の協調。
- ・働く女性が仕事に対する責任感が必要。男性と同様に働く意思が必要。働く女性の問題。
- ・家庭内の理解。
- ・本人の考え方。
- ・このような設問が「女性」に限定されている世論に問題があると思います。

[8 各問「その他」回答について]

(1) 回答の具体的内容

■6-(5) 問21 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定状況

- ・女性の活躍を推進する会から「女活」の活動内容やその他「女活」に関する内容を掲載して情報共有している。
- ・パートタイマーの勤務時間が柔軟である。
- ・本部主導のため、店舗で把握していない。
- ・親会社の指示に従っています。

■7-(2) 問23 東日本大震災以降の労働環境の変化の内容

- ・残業が減った。
- ・節電の取組を強化。

■7-(4) 問24 雇用政策への要望

- ・ミニ面接会の開催、職業講話(業界、仕事)の機会。
- ・過度のワークライフバランスへの推進をしない、企業が同じ環境にあるわけではないので、行き過ぎたものは国の労働従事者の意欲がそがれることもあり得る。
- ・ハローワーク経由でない雇用をした時こそ賃金に対する助成が必要。
- ・求人広告料などの募集活動への助成をしてほしい。
- ・小さな企業は法令通りにやると人のやりくり(金銭的に)大変です。(特に育休の時に困っています。)
- ・雇用確保(中小企業)の支援。
- ・女性の扶養内就労の考え方を変えることが必要。
- ・障害者雇用に関する情報提供の充実。
- ・雇用者側からばかりの対応で非常に窮屈な制度が多い。このままでは能力のある者のみ正規雇用となり、その他大勢は派遣とかになりかねない。
- ・ライフラインに関する専門的な学校が少なく(電力 土木 ガス)人材の採用に困っている。